

2020年11月12日

各位

株式会社ダスキン
代表取締役 山村 輝治



株式会社ダスキンサーヴ近畿
代表取締役 武田 浩



株式会社ダスキン及び株式会社ダスキンサーヴ近畿による吸収分割に係る事後開示書類
(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく書面)
(承継会社/会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく書面)

株式会社ダスキン(以下「ダスキン」という)及びダスキンの100%子会社である株式会社ダスキンサーヴ近畿(以下「サーヴ近畿」という)は、2020年8月28日付で締結しました吸収分割契約に基づき、ダスキンを分割会社、サーヴ近畿を承継会社とする吸収分割(以下「本件分割」という)を実施しました。よってここに本件分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件分割は、分割会社であるダスキンにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易分割、承継会社であるサーヴ近畿においては同法第796条第1項に規定する略式分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年11月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過(株主の差止請求)

本件分割は、会社法第784条の2ただし書きに定める場合に該当するため、同条の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過(反対株主の株式買取請求)

ダスキンは、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認を経ずに本件分割を実施したため、同法第785条第1項第2号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過(新株予約権買取請求)

ダスキンは、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続きは行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過(債権者の異議)

ダスキンは、同社からサーヴ近畿に承継される債務について併存的債務引受を行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはなかったため、会社法第789条による手続きは行っていません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過（株主の差止請求）

ダスキンは、サーヴ近畿の発行済株式の全てを所有しており、本件分割に同意をしておりますので、差止請求もなされておられません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

サーヴ近畿は、会社法第796条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施し、また、同社の発行済株式の全てを所有するダスキンは買取請求を行っていません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過（債権者の異議）

サーヴ近畿は会社法第799条第2項に従い、2020年9月4日付の官報及び個別の催告により、サーヴ近畿の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限である2020年10月5日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割会社により承継した重要な権利義務

サーヴ近畿は、効力発生日である2020年11月1日をもって、ダスキンの三津屋北支店の一部の事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、その概算額は以下の通りです。

承継資産の額 5百万円

5. 吸収分割に係る変更登記をした日

2020年11月4日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

本件分割により、サーヴ近畿の資本金及び資本準備金の額は増加しません。

以上